公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり提案書の提出を招請します。

平成30年7月11日

国立大学法人琉球大学長　大城　肇

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　47

1　事業概要

⑴　品目分類番号　26

⑵　事業名　琉球大学医学部及び同附属病院エネルギーサービスプロバイダー事業

⑶　事業場所　沖縄県宜野湾市キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地内

⑷　事業内容　本事業は、西普天間住宅地区跡地内に移転整備する医学部及び同附属病院施設へ電力、ガス、冷水、温水、蒸気を供給するため、エネルギーサービス供給設備の設計・施工監理業務、施工業務、維持管理・運営管理業務及びエネルギー供給業務を行う。

⑸　事業期間　基本協定書締結日の翌日～2040年３月（予定）まで

ただし、基本協定書締結日の翌日から2025年３月までは、当該事業の準備期間とする（詳細は、募集要項等による。）。

⑹　施設概要（計画延床面積）　医学部　約52,500㎡、医学部附属病院　約74,500㎡　合計127,000㎡

2　競争参加資格等

⑴　基本的要件

①　本事業の参加表明書及び提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、2⑵～⑹までの全てを満たす単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。

②　応募者がグループの場合、次に掲げる要件を満たすこと。

ア　グループの構成員の数は２以上５以下とする。

イ　グループの各構成員が、設計・施工監理業務、施工業務、維持管理・運営管理業務及びエネルギー供給業務の各業務のうち、担当する業務を参加表明書及び参加資格確認書類の提出時において明記すること。

ウ　グループの構成員のうちエネルギー供給業務を担当する企業が代表者として、当該代表者が応募手続きを行うこと。なお、一者が各々の業務を兼ねて実施することは差支えない。

エ　応募者であるグループの構成員の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期間に限り、応募者であるグループの構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は国立大学法人琉球大学と協議するものとし、国立大学法人琉球大学がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

③　応募者である単体企業又はグループの構成員のいずれもが、医学部及び同附属病院の移転整備に係る設計・コンサルティング業務を受託した企業又はこれらと資本関係又は人的関係がある者でないこと。

⑵　応募者に共通の参加資格要件

応募者である単体企業又はグループの各構成員は、次の要件を満たすこと。

①　国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条第１項及び第２項の各号に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有すること。

③　参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限から優先交渉権者の選定までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）及び「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領の制定について」（平成18年12月20日付18文科会第598号会計課長通知）に基づく指名停止措置並びに国立大学法人琉球大学工事請負契約要領第30条及び国立大学法人琉球大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④　応募者である単体企業又はグループの構成員のいずれもが、他の応募者でなく、また、他の応募者であるグループの構成員でないこと。

⑤　応募者である単体企業又はグループの構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が他の応募者である単体企業又はグループの構成員でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（詳細は募集要項による。）。

⑶　設計・施工監理業務を担当する企業の参加資格要件

①　文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格において「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

③　平成15年度以降に元請けとして完成、引き渡しが完了した設計業務について、病院の用に供する建物の新営又は改修工事の電気設備及び機械設備の設計実績を有すること。

④　次に掲げる基準を満たす管理技術者を設計・施工監理業務において配置できること。

ア　一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）のいずれかの資格を有すること。

イ　配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがある。

⑷　施工業務を担当する企業の参加資格要件

①　文部科学省における次のア及びイの各工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、それぞれア及びイに示す点数以上であること。なお、電気工事と管工事を分担して実施する場合は、各企業が当たる工事の参加資格を有していること。

ア　電気工事　950点以上

イ　管工事　950点以上

②　平成15年度以降に元請けとして完成、引き渡しが完了した次のア及びイに掲げる施工実績を有すること。なお、電気工事と管工事を分担して実施する場合は、各企業が当たる工事の施工実績を有していること。

ア　工種：電気工事　受電電圧22kV以上の受変電設備を含む新営電気工事

イ　工種：管工事　1,000USRt以上の中央方式空調熱源機器を含む新営機械設備工事

③　次のア及びイの工種毎に、それぞれの要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、電気工事と管工事を分担して実施する場合は、各企業が当たる工事の主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア　工種：電気工事

ａ　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

ｃ　当該工事に配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　工種：管工事

ａ　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ　アｂに同じ。

ｃ　アｃに同じ。

⑸　維持管理・運営管理業務を担当する企業の参加資格要件

①　国における平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ等級以上に格付けされていること。